

1. 妊産婦の就業制限業務

法第64条の3

妊産婦を妊娠、出産、哺育などに有害な業務（重量物の取扱いや有毒ガスを発散する場所における業務その他）に就かせてはなりません。

妊産婦とは、「妊娠中及び産後1年を経過しない女性」をいいます。



妊産婦などの就業が禁止されている業務

×…女性を就かせてはならない業務
△…女性が申し出た場合、就かせてはならない業務
○…女性を就かせても差し支えない業務

就業が禁止されている業務 ※1	妊娠中	産後1年	妊産婦以外
①重量物を取り扱う業務	×	×	× (重量制限あり)
②ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
③ボイラーの溶接の業務	×	△	○
④つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック、制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
⑤運転中の原動機等の掃除、給油、検査、修理、ベルトの掛換えの業務	×	△	○
⑥クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛けの業務（補助作業を除く）	×	△	○
⑦動力により駆動される土木建築用機械、船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
⑧丸のこ盤、帯のこ盤に木材を送給する業務	×	△	○
⑨操車場構内における軌道車両の入換え、連結、解放の業務	×	△	○
⑩蒸気または圧縮空気により駆動されるプレス機械または鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
⑪動力プレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリ以上の鋼板加工の業務	×	△	○
⑫岩石、鉱物の破砕機、粉碎機に材料を送給する業務	×	△	○
⑬土砂崩壊のおそれのある場所、深さ5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
⑭高さ5メートル以上の墜落のおそれのある場所における業務	×	○	○
⑮足場の組立て、解体、変更の業務（地上、床上における補助作業を除く）	×	△	○
⑯胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
⑰機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
⑱妊娠・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質（※2）を発散する場所における業務（※3）	×	×	×
⑲多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
⑳著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
㉑多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
㉒著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
㉓異常気圧下における業務	×	△	○
㉔さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を考える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

※1 詳細は、女性労働基準規則第2条第1項を参照してください。

※2 特定化学物質障害予防規則の適用を受ける塩素化ビフェニルほか16物質、鉛中毒予防規則の適用を受ける鉛及びその化合物、有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるエチレングリコールモノエチルエーテルほか7物質

※3 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定結果が「第3管理区分」に区分された屋内作業場での業務、タンク・船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの

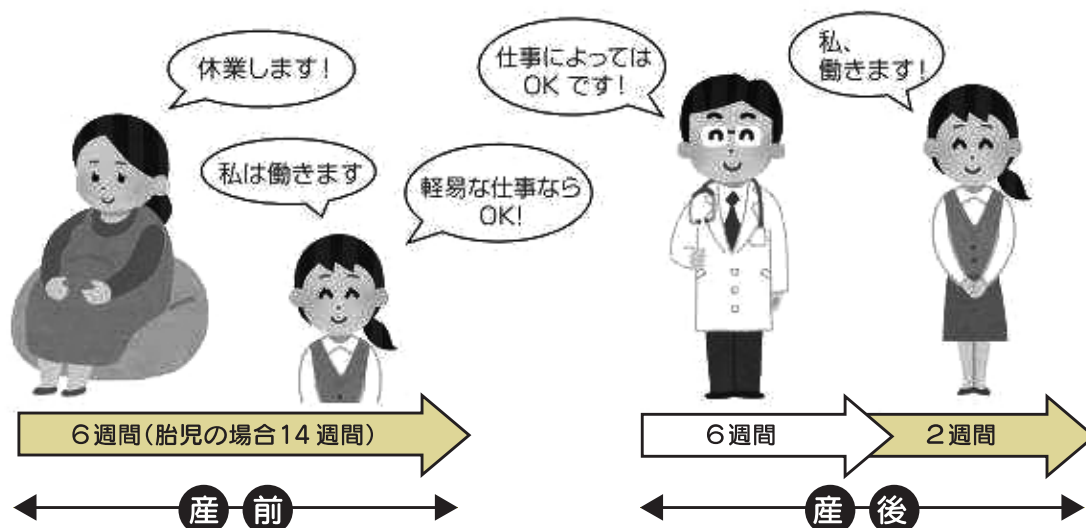
2. 産前産後

法第65条

- (1) 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定※¹の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはいけません。また、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させなければなりません。
- (2) 産後8週間※²を経過しない女性を就業させてはいけません。ただし、産後6週間を経た女性が請求した場合には、医師が支障ないと認めた業務に就業させることは差し支えありません。

※¹ 出産当日は産前6週間に含まれます。

※² 産後休業は女性従業員から請求がなくとも与えなければなりません。



3. 妊産婦の労働時間

法第66条

使用者は、変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができません。また、妊産婦が請求した場合、時間外・休日労働及び深夜業をさせてはなりません。

4. 育児時間

法第67条

生後満1年に達しない生児を育てる女性から請求があった場合には、休憩時間のほかに、1日2回それぞれ少なくとも30分の生児を育てるための時間を与えなければなりません。

5. 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置

法第68条

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を就業させてはなりません。

- 従事している業務を問わず休暇を請求することができます。
- 休暇の請求は、半日又は時間単位でも利用できます。使用者は労働者が請求した範囲において、その労働者を就業させてはなりません。
- 生理期間や、生理による不快な症状の程度などは個人差があるものであり、就業規則その他により休暇の日数を限定することはできません。